

平成 23 年 3 月 11 日
総 長 裁 定
改正 平成 23 年 3 月 22 日
改正 平成 23 年 4 月 1 日

東京大学東日本大震災に関する災害対策本部の設置について

1. 趣 旨

東日本大震災をめぐる諸課題について、組織的かつ集中的に対処するため、東京大学危機管理基本規則第 7 条に基づき、東日本大震災に関する災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2. 任 務

以下の任務の遂行を通じ、東日本大震災をめぐる諸課題を総括する。

- ① 全学的な被害状況等の情報収集
- ② 緊急的な対応に関する連絡調整
- ③ 復旧に向けた方策に関する連絡調整
- ④ 教育研究活動の継続計画に関する連絡調整
- ⑤ 本学の現状・対策に関する情報発信

3. 構 成

- (1) 対策本部長は総長とし、副対策本部長は、理事、副学長等の中から対策本部長が指名する者をもって充てる。
- (2) 対策本部員は、理事、副学長並びに本部事務組織に置かれる部長及び課長等の職員の中から対策本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 実務統括責任者は、対策本部員の職員の中から、総長が指名する者をもって充てる。
- (4) 対策本部長は、専門的な事項を処理するため、当該事項に関する識見を有する教職員の協力を得て、対策本部の下に必要な組織を置くことができる。

4. その他

対策本部の庶務は総務課が関係各課の協力を得て担当する。